

横浜薬科大学における公的研究費等に関する不正防止計画

平成28年4月22日作成
令和2年4月1日見直し
防止計画推進部署

〈基本方針〉

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日文部科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、横浜薬科大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の適正な使用を徹底するため、「横浜薬科大学公的研究費の使用に関する行動規範」第6の規定に基づき、本学の現状を踏まえ、次のとおり不正防止計画を策定する。

項目	不正を発生させる要因	具体的な不正防止計画
1 適正な予算執行の管理	予算執行の特定の時期への偏り。年度末に集中することにより、目的外の使用やプール金等に繋がりがやすい。	<ul style="list-style-type: none">各研究者の公的研究費等の財源ごとの予算を把握し、執行の遅滞や年度末に執行が集中したりしないか常に執行状況の把握に努めるとともに、執行状況を研究者に通知する。支障がある場合は必要に応じて研究者等にその理由を確認するとともに、早期執行や次年度への繰り越しを促す。
2 物品等検収	受領印のみによる検収等検収業務の形骸化。業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時の納品物品の反復使用。	<ul style="list-style-type: none">公的研究費等で発注し、本学に納入されるすべての物品について検収担当者による見積書（発注書）と納品書を照合する等確実な検収を実施する。物品検収の事務の流れ・検収要領については、学内関係者及び納入業者に周知・徹底を図る。

3 購入物品の管理	コンピューター等の換金性の高い購入物品の未管理。転売等による現金化。	・コンピューター等の換金性の高い物品については、競争的資金で購入したことを明示する他、銘番を貼付し記録管理する。
4 旅費の事実確認	カラ出張や水増し請求などのお出張の事実確認が行える手続きが不十分。二重払いのチェックや用務先への確認などの不履行。	・国内外旅行全ての旅行に対して出張伺により出張の目的を確認する。出張復命書を提出させるとともに、航空券の半券、領収書の類（宿泊先、タクシー、船等）、学会の予定表等旅行の事実を証明するものを添付提出させ、当該旅行の事実確認を確実に行う。
5 コンプライアンス教育の徹底（ルールの周知及び関係者の意識向上）	研究者や関係する事務職員の規則等の知識不足や、不正に対する問題認識の低さ、不正が行われた時の影響の大きさの認識不足。	<p>本学の「研究倫理規程」、「公的研究費の使用に関する行動規範」、関連法令等に基づき、研究に係る全ての者は、自ら研究倫理の意識高揚に努めるとともに、全学を挙げて研究費等の不正使用防止に係る諸規程等の周知徹底と啓蒙活動に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則の遵守や不正を行わないこと等の誓約書の提出を求める。 ・ハンドブック等を配付して、意識高揚や規則等の周知に努める。 ・研究倫理教育として研究倫理 e-ラーニングの「eAPRIN」（公正研究推進協会）または「eL-CoRE」（日本学術振興会）を活用する。
6 不正防止計画の見直し	法令等改正、研究環境の変化、関係者の意識の変化などにより、防止計画が形骸化する可能性	公的研究費等不正防止計画推進部署は、本学の現状を踏まえ、常に公的研究費に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画の点検・評価を行い、その見直しを図る。